

霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する。

平成30年2月13日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中霧島市福山老人給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

経費の節減及び事業の合理化を図るため、霧島市福山老人給食センターの業務を霧島市隼人老人給食センターに集約したことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。